

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きが休日には、
翌日は、その翌日)

鳥取県告示第四百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営一般農道整備事業若桜地区農道整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、

次のとおり縦覧に供する。

平成五年五月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- ◆告示 県営土地改良事業計画の決定（二件）（農村整備課）
 - 都市計画の変更に係る案の写しの縦覧（三件）（都市計画課）
 - 開発行為に関する工事の完了（四件）（〃）
- 建築基準法による道路の位置の指定（建築課）
- 鳥取県収納代理金融機関の指定（会計課）
- 選挙管理委員会の招集
- ◆運管告示
- ◆公安告示
- ◆海区漁調 委告示
- ◆地労委告示 地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、履歴等
- 遊技機の型式の検定（防犯少年課）
- ひきなわ釣漁業の操業に関する指示

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業計画書の写し
- 三 縦覧に供する期間
平成五年五月十九日から二十日間
- 四 縦覧に供する場所
若桜町役場

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第四百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営開拓地整備事業旧奈和地区農道整備）

に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次とのおり縦覧に供する。

見書を提出することができる。

平成五年五月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年五月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

名和町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画道路

三・三・一号倉吉羽合線

二 都市計画を変更する土地の区域

倉吉市大塚字広瀬、字ハゲ田、字大荒神及び字野島

三 都市計画の案の縦覧場所

倉吉市葵町七二二 倉吉市役所

四 縦覧期間

平成五年五月十八日から六月一日まで

鳥取県告示第四百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十一条第一項の規定に基づき、倉吉都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する

同法第十七条第一項の規定により、次とのおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意

を公衆の縦覧に供する。

鳥取県告示第四百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十一条第一項の規定に基づき、東伯都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する

同法第十七条第一項の規定により、次とのおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意

見書を提出することができる。

平成五年五月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称
倉吉都市計画、羽合都市計画、東郷都市計画及び三朝都市計画天神川流域下水道一 都市計画の種類及び名称
東伯都市計画道路 三・四・一号保浦安線

二 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

二 都市計画を変更する土地の区域

倉吉市生田字西河原及び北野字南下河原、東伯郡閔金町大字閔金宿字佐野、字下佐野、字横路山、字鳥越山、字勝負谷、字勝負山、字藪ノ内、字藪ノ内平、字小和坂、字小和坂山、字寶原及び字ジャギ谷、大字大鳥居字新林峯、字仙隱、字下出口、字仙隱峯、字下野畠、字下朝干、字油木、字上坂、字小谷、字ウナ谷、字大林、字峯コロビ、字下新林、字上朝干、字朝干、字大江子、字崩橋、字カゲト、字中新田、字玉仙塚、字中野田、字中坂ノ上、字上道端、字上野田、字井手南、字上屋敷通、字屋敷通、字山根及び字上河原並びに大字安歩字壱里塚、字西山、字中山、字北小鳥渡り、字新九郎田、字南小鳥渡り、字山根、字屋敷通、字荒神ノ上、字宮ノ前、字前田及び字嘉平田、同郡羽合町大字赤池字四郎三堀、字下河原、字三ツ石及び字中坪並びに大字長瀬字下浜及び字二ノ下浜並びに同郡東郷町大字門田字鰐及び字夕間、大字埴見字岡崎二並びに大字佐美字鰐及び二ノ鰐

三 都市計画の案の縦覧場所
東伯郡東伯町大字徳万五九一十二 東伯町役場

四 縦覧期間

平成五年五月十八日から六月一日まで

鳥取県告示第四百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十一条第一項の規定に基づき、倉吉都市計画、羽合都市計画及び東郷都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成五年五月十八日

東伯郡閔金町大字閔金宿字五反田、字鳥越、字大坪、字积迦山及び字曾谷口、大字大鳥居字宮田、字垣内、字道ノ上及び字五反田並びに大字安歩字下中島、同郡羽合町大字宇野字坂根、字磯津及び字西又二、大字長瀬字惣田前並びに大字田後字手次並びに同郡東郷町大字門田字

三 小五郎
都市計画の案の縦覧場所

倉吉市葵町七二二 倉吉市役所

東伯郡関金町大字大鳥居一九三一一 関金町役場

東伯郡東郷町大字久留一九一羽合町役場

東伯郡三朝町大字大瀬九九九一二 三朝町役場

四 縦覧期間

平成五年五月十八日から六月一日まで

有限会社玉川開創
代表取締役 薛 海潤

鳥取県告示第四百五十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。
法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年五月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百五十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年五月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年十二月八日 鳥取県指令受都計三一一第十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市秋里字下大石橋及び南隈字捻斗田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市安長三九四

一 開発許可の年月日及び番号
平成四年六月十七日 鳥取県指令受米土維第一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

西伯郡淀江町大字佐陀字榎田及び米子市一本木字南砂田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市旗ヶ崎二〇二八

寿製菓株式会社

代表取締役 河越庄市

鳥取県告示第四百六十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年

法律第百号)附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年五月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年七月七日 鳥取県指令受米土維第六十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

西伯郡淀江町大字小波字泉原

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市二本木三六〇

米子果実農業協同組合

組合長理事 長谷川光豊

鳥取県告示第四百六十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年五月十八日

鳥取県告示第四百六十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を平成五年五月十一日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

平成四年十月二十八日 鳥取県指令受米土維第七百十一号
二 開発区域に含まれる地域の名称
境港市外江町字昭和新田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市外江町三七五四一六

株式会社エム・シー・シー

代表取締役 松本 正

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成五年五月十八日

一 開発許可の年月日及び番号

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
米子市中島二二五 有限会社アサヒ商会 代表取締役 旭 由藏	米子市皆生字南離池一 八九一八並びに一八八 一四、一八九一及 一九八一三の各一部	幅員 四・〇〇メートル 延長 三四・八〇メートル

鳥取県告示第四百六十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十八条第四項の規定に基づき、鳥取県収納代理金融機関を次のように定めたので、同条第十項の規定により告示する。

平成五年五月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 名称

株式会社中国銀行

二 指定年月日

平成五年五月二十日

改める。

鳥取県告示第四百六十四号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成五年五月二十日から施行する。

平成五年五月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三号の表中

株式会社第一勵業銀行	鳥取支店	鳥取市末広溫	株式会社山陰合同銀行
株式会社中銀銀行	米子支店	鳥取市末広溫	株式会社山陰合同銀行
	泉町	泉町	鳥取支店

に を

選挙管理委員会告示

平成5年五月十八日

鳥取県公安委員会委員長 德 田 勝 同

鳥取県選挙管理委員会告示第111号

平成五年第五回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成五年五月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾 義 男

一日時 平成五年五月二十一日（金）午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目1110 鳥取県選挙管理委員会

三 議題 農業委員会委員統一選挙について

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第116号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百一十一号）第二十条第三項の技術上の規格に適合しないと認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

遊技機の種類	型 式	製造業者名
ぱちんこ遊技機	スーパースター	京葉産業株式会社
"	CRジャパネスク2	"
"	C.R.桃太郎	"
"	ファイターファイター2	"
"	スーパーファイター	"
"	CRトランプマスター	"
"	CRトランプマスター2	"
"	出世物語	株式会社ソフィア
"	サイタサイタ	"
"	ポップカルチャー	"
"	ミスタートランプ	マルホン工業株式会社
"	ラスベガス	"

平成5年5月18日 火曜日

"	タイムスリップ	"
"	C R ビッグボンバーV	豊丸産業株式会社
"	C R タイムボカンV	"
"	C R ハーレム	株式会社大一商会
"	エスケープZ	"
"	ジャック&ペティ2	株式会社まさむら遊機
回胴式遊技機	トロピカーナ	株式会社マーシー販売

海区漁業調整委員会告示

鳥取海区漁業調整委員会告示第二号

鳥取県海面におけるひきなわ釣漁業の操業について、漁業法（昭和二十九年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成五年五月十八日

鳥取海区漁業調整委員会会長 佐 竹 嘉 泰

ひきなわ釣漁業については、海岸線上における岩美郡福部村と鳥取市との境界点から正北の線と海岸線上における東伯郡大栄町と同郡東伯町との境界点から正北の線の間の海域のうち海岸線から千五百メートル以内の海域においては、平成五年六月一日から同年八月三十一日までの間は、操業してはならない。

地方勞働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第一号

労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条

第一項の規定により、鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、閲歴等を次のとおり告示する。

平成五年五月十八日

直野喜光	昭九・一三	米子市加茂町一丁目一 二	弁護士	事務所・自宅 〇〇五〇三一七三四			
山田修平	昭〇・七・三	東伯郡東郷町大字松崎 五九二一三三	鳥取女子短期大学教授 鳥取県地方労働委員会委員	短期大学 〇〇五〇六一 自宅〇〇五〇三一八二一 〇〇五〇三一三〇五	鳥取女子短期大学助教授	"	"
山折幸文	昭二・三・九	倉吉市仲ノ町七三七一 二	弁護士	事務所 〇〇五〇三一八二一 自宅〇〇五〇三一三〇五			
森岡正太郎	昭三・七・六	鳥取市浜坂三丁目六一 三五	日本労働組合総連合会鳥取県連合 会副会長 ゼンセン同盟鳥取県支部長	組合 〇〇五〇三一三五九 自宅〇〇五〇三一三五九	ゼンセン同盟広島県支部長	平三・四・三	"
山田篤	昭二・一・六	鳥取市浜坂五丁目四一 二〇	鳥取県高等学校教職員組合執行委員長	組合 〇〇五〇三一四二一 自宅〇〇五〇三一四二一	鳥取県高等学校教職員組合執行委員長	"	"
谷口勝彦	昭一・七・四	鳥取市片原一丁目一 五	日本労働組合総連合会鳥取県連合 会副会長 全国電気通信労働組合鳥取県支部 執行委員長	組合 〇〇五〇三一四〇〇 自宅〇〇五〇三一四〇〇	鳥取県地方労働委員会委員 米子分会執行委員長	"	"
竹中安明	昭一・九・六	鳥取市吉方一八三 一	日本労働組合総連合会鳥取県連合 会事務局長 鳥取県地方労働委員会委員	組合 〇〇五〇三一四〇〇 自宅〇〇五〇三一四〇〇	全国電気通信労働組合鳥取県支部 米子分会執行委員長	"	"
石田喜昭	昭一・九・四	鳥取市西町三丁目三〇 一	日本労働組合総連合会鳥取県連合 会副会長 中国電力労働組合鳥取県本部長 鳥取県地方労働委員会委員	組合 〇〇五〇三一七二六 自宅〇〇五〇三一七二六	全通信労働組合鳥取地区本部委員 長	"	"
桜田憲昭	昭一・二・三	米子市石井一一七 八	日本労働組合総連合会鳥取県連合 会副会長 車支部執行委員長	組合 〇〇五〇三一八九〇 自宅〇〇五〇三一八九〇	鳥取県労働組合同盟会長	平三・三・七	"
山本明敏	昭元・一・三	鳥取市津ノ井二八四一 八	日本労働組合総連合会鳥取県連合 会会长 イト支部執行委員長	組合 〇〇五〇三一八九〇 自宅〇〇五〇三一八九〇	私鉄中國地方労働組合日ノ丸自動 車支部米子分会書記長	平三・四・三	"
			日本労働組合総連合会鳥取県連合 会副会長 鳥取県地方労働委員会委員	鳥取県労働組合 評議会副議長 日本労働組合総連合会鳥取県連合 会副会長	私鉄中國地方労働組合日ノ丸自動 車支部米子分会書記長	平三・三・七	"
			日本労働組合総連合会鳥取地区本部執行 会副会長 全通信労働組合鳥取地区本部執行 委員長	日本労働組合総連合会鳥取地区本部執行 会副会長	全通信労働組合鳥取地区本部書記 長	平三・四・三	"

大木戸 武敏	昭二・四・六	鳥取市立川町六丁目五 三四四	日本労働組合総連合鳥取県連合 会員長 鳥取三洋電機労働組合中央執行委員会 鳥取県地方労働委員会委員	組合 自宅 ○(六毛)三一三五〇 ○(六毛)六一四四四	鳥取県中立組合連絡協議会議長 委員長 日本労働組合総連合鳥取県連合 会員長	平三・三七			
笠見 猛	昭三・八・三	倉吉市中野二一四 一三八	日本労働組合総連合鳥取県連合 会員長 鳥取県総務センター理事 鳥取県地方労働委員会委員	組合 自宅 ○(六毛)三一三五一 ○(六毛)六一〇九一	日本労働組合総連合鳥取県連合 会員長 鳥取県地方労働委員会委員	平三・三七			
西谷 靖	大三・四・五	倉吉市越殿町一四〇五 一三八	日本労働組合総連合鳥取県連合 会員長 鳥取県総務センター理事 鳥取県地方労働委員会委員	組合 自宅 ○(六毛)三一三五一 ○(六毛)六一〇九一	日本労働組合総連合鳥取県連合 会員長 鳥取県地方労働委員会委員	平三・三七			
小林 繁	大三・四・四	米子市皆生一六六一 四八八	日本労働組合総連合鳥取県連合 会員長 鳥取県経営者協会常任理事 西谷技術コンサルタント株式会社 代表取締役社長	組合 自宅 ○(六毛)三一三五一 ○(六毛)六一〇九一	日本労働組合総連合鳥取県連合 会員長 鳥取県労働委員会委員	平三・三七			
山住省二	昭二・一・〇	八頭郡用瀬町大字用瀬 一三二	日本労働組合総連合鳥取県連合 会員長 鳥取県機工株式会社取締役社長 鳥取県地方労働委員会委員	組合 自宅 ○(六毛)三一三五一 ○(六毛)六一〇九一	日本労働組合総連合鳥取県連合 会員長 鳥取県機工株式会社取締役社長 鳥取県地方労働委員会委員	平三・三七			
高田 勝之助	昭四・二・五	鳥取市桜谷六〇三 一三二	日本労働組合総連合鳥取県連合 会員長 鳥取県地方労働委員会専務理事 委員会委員	組合 自宅 ○(六毛)三一三五一 ○(六毛)六一〇九一	日本労働組合総連合鳥取県連合 会員長 鳥取県地方労働委員会専務理事 委員会委員	平三・三七			
村上博太	昭二・六・元	米子市皆生二五九一九 一〇〇	日本労働組合総連合鳥取県連合 会員長 米子商工会議所専務理事	組合 自宅 ○(六毛)三一三五一 ○(六毛)六一〇九一	日本労働組合総連合鳥取県連合 会員長 米子商工会議所専務理事	平三・三七			
雜賀啓一	昭七・七・毛	米子市皆生二五九一九 一〇〇	日本労働組合総連合鳥取県連合 会員長 米子商工会議所専務理事	組合 自宅 ○(六毛)三一三五一 ○(六毛)六一〇九一	日本労働組合総連合鳥取県連合 会員長 米子商工会議所専務理事	平三・三七			
松本顕	昭七・七・毛	鳥取市吉成三丁目二一 一〇〇	日本労働組合総連合鳥取県連合 会員長 株式会社鳥取銀行常務取締役	組合 自宅 ○(六毛)三一三五一 ○(六毛)六一〇九一	日本労働組合総連合鳥取県連合 会員長 株式会社鳥取銀行常務取締役	平三・三七			
河田賢一	昭八・一・元	倉吉市住吉町九八 一〇〇	日本労働組合総連合鳥取県連合 会員長 株式会社鳥取銀行常務取締役	組合 自宅 ○(六毛)三一三五一 ○(六毛)六一〇九一	日本労働組合総連合鳥取県連合 会員長 株式会社鳥取銀行常務取締役	平三・三七			
永瀬正治	昭一〇・六・〇	米子市宗像四五一 一九	日本労働組合総連合鳥取県連合 会員長 鳥取県経営者協会常任理事 永瀬石油株式会議所副会頭 鳥取県地方労働委員会委員	組合 自宅 ○(六毛)三一三五一 ○(六毛)六一〇九一	日本労働組合総連合鳥取県連合 会員長 鳥取県経営者協会常任理事 永瀬石油株式会議所副会頭 鳥取県地方労働委員会委員	平三・三七			

児 嶋 祥 悟	昭 二 八 ・ 四 ・ 一	鳥取市美萩野一丁目一	鳥取県瓦斯株式会社常務取締役
内 田 良 弘	昭 二 九 ・ 六 ・ 一	鳥取市湯所町一丁目三 八四一二	鳥取県瓦斯株式会社常務取締役 鳥取県地方労働委員会委員長
		鳥取県地方労働委員会事務局長	鳥取県瓦斯株式会社常務取締役 鳥取県地方労働委員会委員長
		(六)三一七七七 自宅 (六)三一六三三	鳥取県自治研修所長
	平 三 四 一	会社 (六)三一六一六一 自宅 (六)三一〇三〇	"

発行所
鳥取県鳥取市東町一丁目鳥
取
県

【定価一部一箇月】一千円（送料を含む。）】